

令和7年度 ファーストペンギン応援事業
～あなたのやる気を応援します～ 募集要項

1. 趣旨・目的

本県では、地域における様々な福祉課題に対して、たくさんのボランティア団体が解決に向けた取り組みを行っています。

しかし中には有意義な活動を行っているにもかかわらず、人材や活動資金の不足に苦慮し、助成金などの助言等を十分に得られないまま、活動が発展していない団体も見受けられます。

これまでも共同募金は先駆的な事業に対する助成に取り組んできましたが、中間支援組織や市町社会福祉協議会等と連携して、地域に根差した先駆的な活動を見つけ出し応援していくことで、活動が安定的に継続・発展できるよう本事業による助成を実施します。

2. 助成対象団体

ボランティア活動など先駆的な社会福祉事業・更生保護事業を実施している団体（法人格の有無は問わない）と、その団体を支援する中間支援組織（市町社会福祉協議会を含む）。

ただし、他からの財源で活動の経費が賄えている団体は対象外とする。

3. 助成金額（上限）

実施団体と中間支援組織や市町社会福祉協議会等の合計で 20 万円までとし、中間支援組織等の上限額は実施団体助成額の同額以下とする。

4. 募集期間 : 令和7年4月1日～随時受付（予算枠がなくなり次第終了）

5. 連絡会の設置

中間支援組織や市町社会福祉協議会等の関係機関との情報共有を図り、実施団体の活動が円滑に進むよう情報共有の場として連絡会を設置する。

6. 助成に係る申請等の詳細は別紙／運営要領及び Q&A のとおり

7. お問い合わせ 社会福祉法人長崎県共同募金会

〒852-8104 長崎市茂里町 3-24 TEL : 095-846-8682

E - mail : kyobo@akaihane-nagasaki.or.jp

ファーストペンギン応援事業 ～あなたのやる気を応援します～

運営要領

(対象とする団体)

1. 本事業が対象とする団体は以下のとおりとする
 - ・地域課題の解決を目指して先駆的な活動を行おうとする団体
 - ・先駆的な活動を行っているが、人口減少等により社会的な課題解決に苦慮している団体
 - ・中間支援組織が支援の必要性を認め、その活動が地域課題の解決に貢献する団体
 - ・その他、支援が必要と認められる団体
- ※ 先駆的な活動については別にQ & Aで示す活動をいう。

(申請)

2. 実施団体は、助成申請書(様式 1-①)及び実施計画書(様式 2-①)を作成し、中間支援組織や市町社会福祉協議会などをつうじて、長崎県共同募金会へ申請する。

前年より継続して活動している団体は、会則・規約等、事業報告書、決算書、活動内容等を表すチラシ・リーフレット等を添付する。

中間支援組織等は、実施団体の活動状況等を把握のうえ助成申請書(様式 1-②)及び支援計画書(様式 2-②)を作成し、実施団体からの助成申請書様式 1-①、実施計画書 2-①と合わせて長崎県共同募金会へ提出する。

(対象経費)

3. 助成金で支出できる経費は以下の費用とする。
 - ・旅費交通費、謝金、印刷製本費、通信運搬費、賃借料、その他の経費
 - ・人件費、飲食費等の会議費は対象外とする。

(決定)

4. 長崎県共同募金会は、申請書を受理後、概ね 1 ヶ月を目途に助成の可否を決定し、当該団体へ通知する。

(次ページへ続く)

(請求)

5. 助成が決定した団体及び中間支援組織等は、事業の実施にあたり交付請求書(様式3-①、様式3-②)を作成し、長崎県共同募金会へ申請した助成金の請求を行う。

(広報)

6. 助成を受けた団体は、当該事業を実施の際には、「この事業は中央共同募金会の新たな助成・募金・広報プログラム開発モデル事業により実施している」旨の周知を行う。
 - ・周知方法の例：1. 当該事業の開催案内・チラシ・ポスター等へ助成を告知
 - 2. 当該事業で購入した物品には赤い羽根ステッカーを貼付
 - 3. 団体の広報誌、ホームページ、SNSで告知 など

(報告)

7. 助成を受けた団体は、各年度の事業終了後すみやかに実施報告書(様式4-①)を作成し、活動状況や購入物品等がわかる写真などを添付のうえ、中間支援組織等をつうじて長崎県共同募金会へ提出する。中間支援組織等は、実施団体に対する支援内容について中間支援組織等用の実施報告書(様式4-②)で共同募金会へ提出する。